

政令第 号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十二条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「六千八百円」を「八千七百円」に改め、同条第二号中「六千四百円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。